

「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金事業」のご案内 令和5年1月17日（火）から申請受付をスタート

大阪府は、新型コロナウイルス感染症及び物価の高騰の影響を受けている社会福祉施設等に対し、安定的な事業継続を支援するため、「社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金」を支給します。

Q1. 一時支援金の申請受付期間は？

A1. 令和5年1月17日（火）から同年2月15日（水）までです。

※期限後に提出された申請はお受けできませんのでご注意ください。受付期間の順守をお願いいたします。

Q2. 一時支援金の対象となる要件は？

A2. 次の要件を満たす福祉施設、事業所等は、一時支援金の申請が可能です。

- ① 大阪府内に所在する保護施設、児童福祉施設等、障がい児者施設、介護施設（以下、「施設・事業所等」という。）。公立施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等対象外となる施設・事業所等もありますのでご注意ください。
- ② 令和5年1月1日時点（以下「基準日」という。）において、サービスを提供し運営していること。ただし、基準日において休止又は廃止している場合は、支給の対象外となります。
- ③ 基準日において、新規指定等を受けた施設・事業所等も対象となります。

Q3. 一時支援金の額はどのように決められるのですか？

A3. 以下のサービス種別、単価に基づき支援金額を算定し、施設・事業所等からの申請により支給（口座振替）します。

○支給額

サービス	単価
入所系	8,400円/1人
通所系（介護、障がい）	2,700円/1人
通所系（児童）	1,500円/1人
訪問系等	22,000円/1施設

★入所系・通所系の場合



同一建物内でも区分され、それぞれ定員設定されているサービスは原則サービス毎に申請

★訪問系等の場合

同一建物内で複数のサービスを実施していても22,000円

Q 4. 一時支援金の申請手続きは？

A 4. 施設・事業所等は大阪府に対して申請を行います。

- ◎支援金を申請する場合、電子申請（大阪府行政オンラインシステムでの申請）を原則とします。
- ◎申請内容を審査し支給決定されると、大阪府の委託先から施設・事業所等に支援金を支給（口座振替）します。
※支援金の支給をもって交付決定通知を行ったものとしますので、通帳等で支給額のご確認をお願いします。

Q 5. 一時支援金の申請・支払いスケジュールは？

A 5. スケジュールは次のとおりです。

- ・令和5年1月17日（火）・・・申請受付開始
申請受付後に順次、審査を開始し審査完了した順に支給する予定です。ただし、申請書類の不備等により支給が遅れる場合がありますのでご了承ください。
- ・令和5年2月15日（水）・・・申請受付締切
- ・令和5年3月31日（金）・・・支援金の支給終了

※電子申請のマニュアルや支援金にかかる質疑応答集等、支援金の詳細は、大阪府HPに掲載していますのでご確認のうえご申請ください。

URL：https://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/fukushishisetsu/ichijikin_shinsei.html

申請はコチラ↓



お問合せ先

大阪府物価高騰対策一時支援金及び従事者支援コールセンター

電話 06-6615-8701（平日9時から18時まで）

※なお、1月21日（土）、22日（日）、28（土）、29（日）は開設していません。

